ヘ　認知症加算　150単位
注　日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症（法第５条の２に規定する認知症をいう。）の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。
ト　独居高齢者加算　150単位
注　独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。
チ　小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　300単位
注　利用者が指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前６月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。
リ　複合型サービス事業所連携加算　300単位
注　利用者が指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定複合型サービスをいう。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定複合型サービスを提供する指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第１項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定複合型サービス事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、利用開始日前６月以内において、当該利用者による当該指定複合型サービス事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。
ヌ　緊急時等居宅カンファレンス加算　200単位
注　病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合は、利用者１人につき１月に２回を限度として所定単位数を加算する。

○厚生労働省告示第百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第二項の規定に基づき、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十二日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表を次のように改める。

別表

指定施設サービス等介護給付費単位数表

1　介護福祉施設サービス
イ　介護福祉施設サービス
(1)　介護福祉施設サービス費（１日につき）
(一)　介護福祉施設サービス費
a　介護福祉施設サービス費(Ⅰ)
i　要介護１　580単位
ii　要介護２　651単位
iii　要介護３　723単位
iv　要介護４　794単位
v　要介護５　863単位
b　介護福祉施設サービス費(Ⅱ)
i　要介護１　634単位
ii　要介護２　703単位
iii　要介護３　775単位
iv　要介護４　844単位
v　要介護５　912単位
c　介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
i　要介護１　627単位
ii　要介護２　695単位
iii　要介護３　767単位
iv　要介護４　836単位
v　要介護５　903単位
(二)　小規模介護福祉施設サービス費
a　小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)
i　要介護１　742単位
ii　要介護２　809単位
iii　要介護３　880単位
iv　要介護４　947単位
v　要介護５　1,013単位
b　小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)
i　要介護１　794単位
ii　要介護２　858単位
iii　要介護３　930単位
iv　要介護４　995単位
v　要介護５　1,060単位
c　小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
i　要介護１　785単位
ii　要介護２　850単位
iii　要介護３　919単位
iv　要介護４　985単位
v　要介護５　1,049単位
(2)　旧措置入所者介護福祉施設サービス費（１日につき）
(一)　旧措置入所者介護福祉施設サービス費
a　旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)
i　要介護１　580単位
ii　要介護２又は要介護３　693単位
iii　要介護４又は要介護５　828単位
b　旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)
i　要介護１　634単位
ii　要介護２又は要介護３　744単位
iii　要介護４又は要介護５　878単位
c　旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
i　要介護１　627単位
ii　要介護２又は要介護３　737単位
iii　要介護４又は要介護５　869単位